

秋田臨海処理センター水処理方式検討委員会について

1. 委員会の設置

秋田市八橋下水道終末処理場との機能統合により、秋田臨海処理センターの処理能力が一時的に不足することや、今後の人口減少による処理水量の減少が見込まれるなかで、適正な水処理方式を決定するため、有識者の専門的見知を取り入れた検討委員会を開催しました。

2. 委員会の概要

第1回(H26.11.18 開催)

○検討委員会趣旨説明

○水処理方式検討方針の助言、レビュー

第2回(H27.1.23 開催)

○水処理方式および比較検討項目の説明

○水処理方式検討方法の助言、レビュー

第3回(H27.3.4 開催)

○水処理方式検討結果の説明

○まとめ



3. 報告書の提出

このほど、委員長から秋田県下水道課に対して、「秋田臨海処理センター水処理方式に係る報告書」が提出されました。処理系列の単純増設に加え、既存施設を有効活用する3つの水処理技術方式を検討した結果、**既存施設改造による「高効率固液分離装置」の設置が最適な水処理方式として提案されました。**※1

※1 秋田臨海処理センター既存施設の改造における、それぞれの処理技術を採用した場合の検討結果であり、個別の処理技術を評価したものではありません。

秋田臨海処理センター水処理方式検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 秋田県は、人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、秋田市公共下水道八橋処理区(汚水)を秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区に統合することとしている。

これにより、秋田臨海処理センターの水処理能力が不足することや、今後人口減少による処理水量の減少が見込まれる中で、適正な水処理手法を決定するため、有識者の意見を聞くとともに、専門的事項について検討を加えることを目的として、秋田臨海処理センター水処理方式検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 水処理施設の増強または増設等の水処理手法に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、下水道事業に関する有識者のうちから、日本下水道事業団理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会解散の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(解散)

第8条 委員会はその任務を終了したときは、解散するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、日本下水道事業団において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年11月18日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散の日に、その効力を失う。

秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター水処理方式検討委員会

委 員 名 簿

委 員	大村 達夫	東北大学未来科学技術共同研究センター教授
委 員	海田 輝之	岩手大学工学部社会環境工学科教授
委 員	久保田 健吾	東北大学大学院工学研究科土木工学専攻准教授
委 員	増田 周平	秋田工業高等専門学校環境都市工学科准教授
委 員	山下 洋正	国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部 下水処理研究室長
オブザーバー	白崎 亮	国土交通省水管理・国土保全局下水道部 流域下水道計画調整官
オブザーバー	日高 利美	日本下水道事業団 東北総合事務所長

※職名は、委員就任当時のものです